

平成 30 年度

防 災 計 画 書

長野県伊那北高等学校

	ページ
1. 防災組織および防災任務分担 第1表 第2表	2
2. 防災計画	2, 3
3. 防災年間計画	4
4. 震災対策教育計画	4, 5
5. 地震防災応急対策	6, 7
6. ストープ管理規定	8, 9
7. 火気管理責任者一覧	9
8. 避難経路図	10
9. 防火設備配置図	11
10. その他	12 ~ 14

1. 防災組織および防災任務分担

省略

2. 防災計画

(目的)

諸種の災害を未然に防ぎ、またそれを最小限に抑えると共に生徒・職員の安全をはかる。

(火災予防対策)

◇火災予防意識の徹底。避難訓練などを通じて非常時に迅速沈着な行動ができる態度を養う。

◇火気使用について

1.定められた場所以外では、火を使用しない。

2.ストーブの使用規定は別に定める。

◇管理責任者は、分担箇所を巡視点検する。

◇消火設備の点検、整備充実をはかること。

(避難誘導)

◇授業担当者は避難誘導にあたる。

◇避難通路は規定の通路を経由するものとするが、状況により適宜判断の上速やかに安全な場所に避難させる。

◇避難の際、各室の窓出入口の戸は閉める。カーテンは開けておく。防火シャッターは最終避難者が閉める。

◇避難後はホームルーム単位に集合し、ルーム長は人員を確認し、級担任と本部に報告する。

(連絡)

保護者への連絡、生徒不在校時の在宅の生徒への連絡、および夜間休日の生徒職員への連絡は、別途用意した連絡網による。但し、状況に応じて柔軟に手段を用いて迅速正確に行う。

(出火の場合)

◇発見者は“○○○火事”と連呼し、初期消火につとめると共に本部に連絡する。

◇本部は直ちに状況把握につとめ、放送その他により必要な処置を指示する。

火災警報、避難警報は校内放送他の、サイレンの点鳴、振鈴、連呼などの方法による。

(地震の場合)

1. 一般対策

◇日常、地震防災についての心得を身につける。(ホームルーム、授業等で機会ある毎に地震について知識を深め、生徒の防災意識を高める。)

◇校舎内

イ. 大きなゆれは普通1分以内でおきるので、その間おちついて、机など丈夫な物の下に伏せて、落下物、倒壊物等から身を守る。

ロ. 火気の近所の者は、できるだけ火の始末をして出火を防ぐ。

◇校舎外

イ. 石垣、ブロックなどの倒壊しやすい構造物やコンクリート壁、バックネットから離れる。

ロ. 中庭、グラウンドなどの広い場所に集まって、ゆれの静まるのを待つ。

◇大ゆれが去ったら

イ. 避難の3原則「あわてない」「しゃべらない」「押さない」を厳守して速やかに行動する。

ロ. 火災時の避難誘導の決まりをよく守り、人命の保全を第一とする。

ハ. 地震が一応おさまるまで行動しない。その後の行動は本部長の指示に従う。

2. 大規模地震対策特別措置法(以下大震法)に基づいて

イ. 震災対策教育計画(P6, 7)

ロ. 地震防災応急対策(P8, 9)

3. 大震法に基づく警戒宣言発令以後の警防隊、緊急実施要員、緊急実施補助員については、第1表および第2表の任務分担による。また、生徒不在校時および夜間休日においても同様の任務分担とする。但し、各状況に適切に対応するよう柔軟に事態にあたる。

3. 防災年間計画

◇ 5月10日（木）SHR 防災教育

平常時・災害時の心得、避難経路の確認、任務分担等の確認
・各HR担任より、防災計画書にそって生徒に指導

◇避難訓練

火災を想定しての避難訓練

*年間のLHR計画検討で、変更の可能性あり

4. 震災対策教育計画（地震防災規定）

1. 避難及び救助の方法

☆授業担当者は避難誘導にあたる。

☆避難通路は定められた通路を経由するが、状況によっては適宜判断の上、安全に校庭に避難させる。

☆地震発生時の心得

大きなゆれが続くのは、普通1分以内であるから落ち着いて状況を判断し次に示すように行動する。

- 1) あわてて戸外に飛び出すことなく、大きなゆれがおさまるか、又は歩ける程度のゆれとなってから行動する。火気の近くの者はまずその始末をする。
- 2) 倒れやすい物や、窓の近く等に身を寄せないこと。
- 3) 天井、壁などの落下倒壊物から身を守るため丈夫な机などの下に、身を伏せること。戸外では屋根瓦等の落下物や、倒壊物をさけるため、これらの危険箇所から離れること。
- 4) 二階以上の部屋にいるときも、あわてて階段をかけ下りたり、窓や屋根から飛び降りたりしないこと。
- 5) 避難は徒歩で、持ち物は最小限にし、座布団があればそれを頭巾にすること。
- 6) いったん戸外の安全な場所に避難したときは、地震が一応おさまるまでは、建物内には入らない。その後の行動は、本部長の指示に従う。
- 7) 負傷者や救出の必要なものがある場合には、次のような救助活動を行う。
 - ア) 軽い切傷、擦傷、打ち身などは救護係の備えた救急医薬品で応急の処置をする。
 - イ) 建物などの下敷になったり、救護係の手に負えない重傷や火傷を受けた者が
出た場合はすぐに本部経由で、消防署、病院等に連絡して救助を要請すること。

2. 県教育委員会、市当局、警察署、その他の関係機関への連絡は、本部が判断し必要に応じて電話、口頭、その他状況に応じた可能な手段によりこれを行う。生徒、保護者への連絡は、クラス担任と副担任が当たる。このためクラス担任は、クラス生徒連絡網を作成して緊急時に備える。本部は全校の生徒連絡網台帳を整備しておく。
3. 教職員への連絡及び招集は、別途定める職員連絡網により本部長より行う。但し、状況に応じて柔軟に手段を用いて迅速正確に行う。
4. 施設設備の災害予防及び救急対策並びに危険物の確認。
各管理責任者（別表）は常時このことに意を払い、万全を期すこと。
5. 通学路・避難路・避難地の確認。
☆通学・避難は通常の道路（南口正面ルート、及び東口裏門ルート）によるが、状況により通行不可能な場合は、校庭西北ルートによる。
☆避難場所は校庭とするが不可能な場合は柔軟に対応する。
6. 災害時の事前指導及び訓練・応急の指導。
春（5月）防災教育、秋（8月）防災訓練にて行う。（年間の防災計画は5P）
7. 地震対策に関する組織
組織および任務は第1表および第2表による。
8. 非常食の確保をはかること。
9. 登下校時の地震時の避難方法。
☆登下校は、日頃なるべく同じ道順を通るように心がける。
☆自分の通学路で安全な避難場所、避難路などを調べておき、家の人にも連絡しておく。次の諸点に注意する。
 - 1) 避難場所
 - ア) 火災の危険のないこと。
 - イ) 浸水に対して安全な場所であること。
 - ウ) 崖地でないこと。
 - エ) 狭い路地、塀際、川辺でないこと。
 - 2) 避難路
 - ア) 道幅が広いこと。
 - イ) 石油類、有毒ガス等の危険物品を大量に扱っている場所が近くにないこと。
 - ウ) 木材の貯木場や可燃物の大量集積地の近くでないこと。
 - エ) 自動車の交通量が少ないこと。
 - オ) 狭い路地、崖地、塀際、川辺でないこと。

5. 地震防災応急対策

1. 地震防災本部の設置

- (1) 本校に地震防災本部を設置する。
- (2) 地震防災本部の構成は、第1表および第2表の組織をもってこれにあたる。
- (3) 本部長は、校長とする。

2. 授業等の中止

- (1) 大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、授業または学校行事は、直ちに打ち切るものとし、また当日予定されている授業または学校行事は中止、または延期する。
- (2) 授業時間終了後、翌日の授業開始までの間に警戒宣言が発せられた場合は翌日（当日）の授業、または学校行事は中止し、学校は当該警戒宣言に係わる地震の発生、または警戒宣言が解除されるまでの間休校とする。

3. 情報の収集・伝達

- (1) 教職員等は、警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに本部長に報告する。
- (2) 本部長は、直ちに全教職員にその事実を知らせるとともに、地震防災応急体制にはいる旨指示する。
- (3) 本部要員は、その後の情報の収集と的確かつ迅速な伝達等につとめる。

4. 時間外における緊急実施要員の確保

時間外（夜間、休日等）に警戒宣言が発せられた場合の地震防災応急体制にあたる緊急実施要員は、第1表および第2表の組織をもって構成し、その任務にあたる。

5. 生徒の避難・誘導と検索

- (1) 警戒宣言が発せられたときは、本部長の指示により授業担当者は定められた避難誘導の経路及び方法により生徒の避難誘導を行う。
- (2) 本部長は、避難誘導後、生徒等の残留の有無を検索し、確認する。

6. 生徒の帰宅と保護

- (1) 警戒宣言が発せられた時は、生徒の安全確保に留意し、原則として帰宅させる。
- (2) 特別の事情で帰宅できない生徒にあっては、学校で保護し、本部要員と救護係がその指導にあたる。

7. 救護体制

救急患者の発生に対処して、救護係は応急の救助活動を行い、状況を本部に報告する。本部は必要に応じて、消防署、病院、その他の機関に連絡し救助を要請する。

8. 初期消火及び搬出

地震に伴う火災発生に対処して、消火係は初期消火体制をとり、重要物品の搬出活動を行う。

9. 施設・設備の緊急点検

二次災害の発生に対処して、管理責任者（P 1 2, 1 3）は日常及び緊急時の施設設備の点検並びに被災後の把握を行う。

10. 避難場所開設への協力

本部長は、伊那市が本校に避難場所を開設する際には必要な協力を行う。その内容については、伊那市との間に結ぶ協定書において定める。

11. 地震防災上必要な教育

(1) 教職員の教育・研修

本部長は教職員に対して地震防災上必要な教育・研修を行うほか、地方公共団体が行う防災教育・研修を受けられるよう便宜をはかるものとする。

(2) 生徒の教育

生徒に対する地震防災教育は教育活動の一環として行うものとし、具体的な実施内容は、別途年間計画で定めるところによる。

12. 地震防災訓練

(1) 大規模な地震に係わる防災訓練を年1回以上行うと共に、県または市の行う防災訓練に積極的に参加する。

(2) 本校に於ける地震防災訓練は別途年間計画で定めるところによる。

13. 警戒宣言について

警戒宣言とは、「2, 3日以内に東海地震が発生する恐れがある」、または「数時間以内に東海地震が発生する恐れがある」として出される緊急警報である。

14. 災害時優先電話について

本校に設置されている災害時優先電話は 7 2 - 2 2 2 3（教務室直通）である。

災害優先電話とは

災害等発生した場合、被害地等への通話が集中することから重要な電話を確保するため、通話を規制する場合がありますが、予め災害時優先電話として登録した電話から発信する通話については優先的に取り扱います。

6. ストーブ管理規定

1. 使用規定

- (1) たきつけは、午前8時15分以降とする
- (2) ストーブの取扱いは、特に下記の点に留意する

- ① 石油ストーブ使用説明を、熟知した上で操作すること
- ② たき始めの10分くらいは小でたき、順次大にする
- ③ 4時限以降は原則として炊かない。(寒さの厳しい場合、4, 5時限に使用することもあり得るが、基本的に余分には灯油配給はない。)
- ④ ストーブ周辺には、燃えやすいものは置かないこと
- ⑤ ストーブや煙突をたたいたり、損傷したりしないこと
- ⑥ 空室になる時は、特に危険のないことを確かめ、火は小さくする
- ⑦ 暖かい時は自主的に消火するなど省エネに努める
- ⑧ ストーブ使用の箇所には防火用水を必ず備える。

- (3) 研究室、特別教室、補習教室の点火、消火は、その箇所の管理責任者（または当該職員）が行う
- (4) ストーブの損傷や危険が見つかったら、早急に管理火気責任者に連絡する
- (5) 部室、委員会室でのストーブ電熱器などの火気使用は絶対しないこと
- (6) 特別に火気使用をしたい場合には、次の順序を経て火気使用許可を得る
監督職員（使用箇所の管理責任者の了解を得て）
└──────────┬──────────┘
 教務防災係 教務室（用紙・・・教務室前）
特別使用の場合は午後4時以降～5時30分を原則とし、前日の昼までに届け出て、給油の際に増配を受けておく。（後始末は監督職員が行う）
- (7) コンパの際には原則として火気の使用は認めない
- (8) 消火器の配置、取扱いについては常時注意し、万全を期すこと
- (9) 給油は基本的に月・水・金曜日の清掃時とする。

2. 職員および生徒の任務

職員

- (1) 全職員は、火気使用については特に注意し、生徒にまかせることなく管理する。午後（4・5時限）の授業担当者は消火とその後の処置に特に留意する。特に5時限授業担当者は消火の確認を行う。
- (2) 火気管理責任者は必ず清掃時またはその直後該当箇所のストーブの消火の確認を行う。都合の悪い場合は副担任等に必ず代わって行ってもらう。また、担当

箇所の火気について常時点検し異常の有無を確認し、故障・損傷については、必要な処置を講じ、不適切な使用については指導を怠らない。

(3) クロスペン・模擬試験・補習等における火気使用については、学年・該当職員が責任を持って火気管理を行う。

生徒

(1) 各クラスの興風委員は清掃時またはその直後自分のクラスの火気使用後の状況を点検し、必要な管理を行う。

(2) 学級火気当番（週番制・複数）は次のことを行う

- ① 火気使用に際しては、常時ストーブ周辺の清掃・整頓を心掛け、バケツ上皿への補給をする。又適温と換気にも注意する
- ② 午前8時15分～8時35分の間に点火をし、昼休みに消火する
点火、消火は別紙の手順によって正確に行うこと
- ③ ストーブに故障等の不都合が生じたら、必ず先生に連絡する

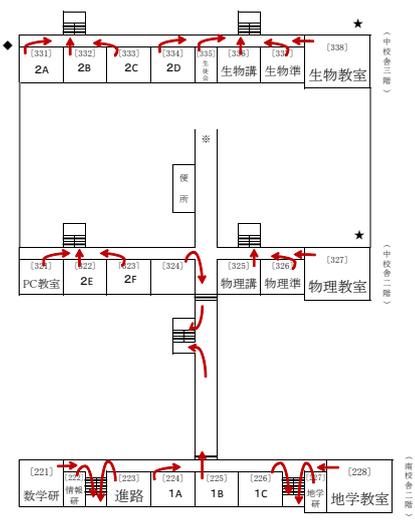
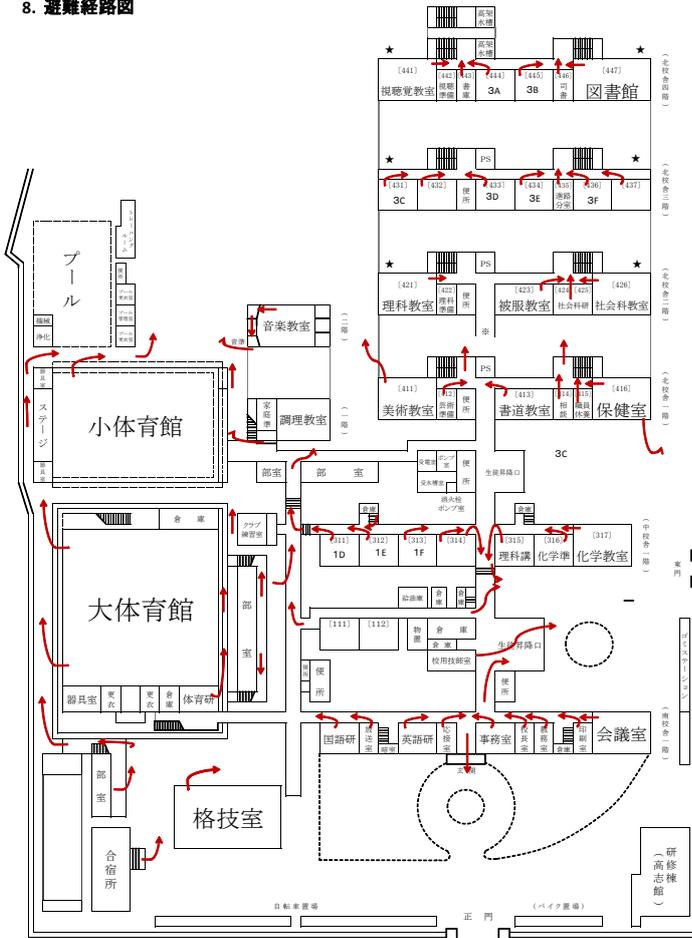
(3) 清掃当番は次のことを行う

- ① 清掃後バケツに水を入れて防火用水として備える
- ② 点検箇所…①本体のダイヤルoff ②タンクのバルブ閉 ③コードの抜き取り…の確認
- ③ 全ての教室、研究室の給油、ポリ容器の返却

7. 火気管理責任者一覧 省略

8. 避難経路図

8. 避難経路図



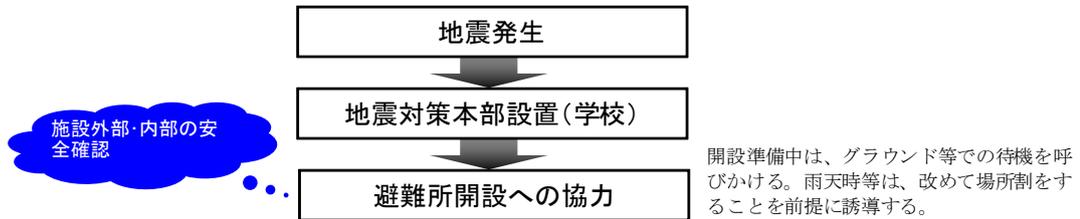
避難場所：校庭 各非常口等から校舎外に出て速やかに校庭に集合し人員確認する。
他に安全な退避ルートがない場合のみ梯子を使用する。

★…避難梯子 ◆…なわ梯子

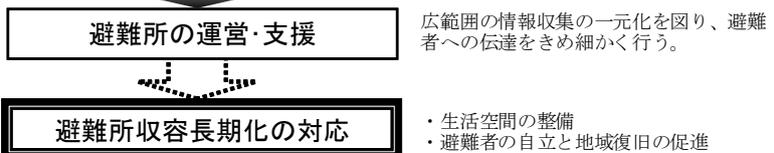
9. 防火設備配置図

一次避難所開設・運営の協力・支援【イメージ】

学校長は、伊那市災害対策本部から一次避難所の開設要請があった場合には、一次避難所（以下、避難所）として開放する校内の区域を伊那市災害対策本部の上、決定する。学校長は、自校を避難所として開放した場合は、速やかに長野県教育委員会に報告する。



伊那市災害対策本部の設置	伊那北高校の対応
○学校への避難所開設の要請 ○避難所管理責任者の学校への派遣 ○受付を設置し、避難所内への誘導（区長の協力） ○避難者に対して当面の運営協力を呼びかけ	○開放区域、施設利用上のルールを明示の上、避難所開設を承認する。 【生徒在校時】 避難所を開設することを教職員に周知し、生徒の安全確保・避難受入体制の準備を行う。 【生徒在校外時】 学校長等が学校へ参集の上、開放区域を解錠し、教職員を招集する。
【救護活動場所】 【避難生活場所】 【屋外】 【利用しない場所】 【予備スペース】 ア 初期ライフラインの確保 水道・電気・ガスについて、各関係機関と連絡をとりながら確保に努める。 イ 飲料水・生活水の確保 重水槽・高置水槽・プールの水の「ろ水器」によるろ過水を飲料水とする。 ウ 電気・照明器具の確保 自治体関係部署に発電機の配備をお願いする。電力供給会社に供給情報を確認する。 エ 燃料（ガス等）の確保 火気の使用は、安全性に配慮し別にスペースを定めて使用区域を制限する。燃料の供給については、自治体関係部署に協力を依頼する。 オ 仮設トイレの措置・維持管理 水が使用できない場合、花壇やグラウンドに穴を掘る等、仮設トイレを設置する。詰まったトイレは使用禁止にする。 カ ゴミの処理 (ア) 夏期は、細菌が繁殖しやすいので、特に衛生面に注意する。 (イ) 可燃ゴミと不燃ゴミ等の分類を徹底させる。 (ウ) 集積所の担当者を明確にしておく。（焼却炉の使用は禁止） (エ) スプレー缶の爆発に注意する。 キ 高齢者等への配慮 高齢者を優先的にトイレに近い場所・物資の配給等に配慮する。 ク 救援物資 救援物資の受入搬入予定時間・物質品目を確認し、受入手順を定め、受入作業には避難者の協力を求める。 ケ その他	



伊那市災害対策本部の設置	伊那北高校の対応
○避難所運営委員会の設置 ○連絡所の設置 ○避難所日常業務の管理 ○避難所周辺の被災状況の把握	○避難所開設直後の対応を継続。 ○避難者による避難所自主運営管理のための運営委員会への協力・支援 ○避難所内の秩序維持・盗難防止・防火見回り等 ○学校再開へ向けての対応

【伊那北高校開放区域】

※◎は、避難所開設当初から設けるようにする。

分類	部屋名
避難所運営用	
◎受付	・大体育館前
◎運営本部	・事務室（重要物質は校長室で保管）
◎広報場所	・受付近く
会議場所	
仮眠所	*避難所運営者用
救護活動用	
◎救護室	
物資等の保管場所	
物資等の配付場所	
特設公衆電話の設置場所	
相談所	
避難生活用	
◎更衣室	
休憩所	
調理場	*電気調理器具用
勉強場所	
屋外	
仮設トイレ	
ゴミ集積所	
喫煙場所	
物資等の荷下ろし場所	
物資等の配付場所	
炊事・炊き出し場所	
仮設入浴場	
駐輪・駐車場所	*原則として自動車の乗り入れは認めない
利用しない場所	
上記以外の場所	
予備スペース	
遺体安置場所	*原則として避難所には遺体を安置しないが、災害の状況によりやむを得ない場合は、隔離した位置に確保する。

◆ 授業再開に向けた対応

